

平成23年2月

社会保障と地方税財政について

総務省

社会保障改革等に関する検討体制

平成23年1月時点

政府・与党

民主党

政府・与党社会保障改革検討本部

本部長：菅 内閣総理大臣
本部長代理：枝 野内閣官房長官
与謝野社会保障・税一体改革担当大臣
〔政府側構成員〕 〔与党側構成員〕

片山総務大臣	仙谷代表代行
野田財務大臣	岡田幹事長
細川厚生労働大臣	玄葉政調会長
海江田経済産業大臣	小沢社会保障と税の 抜本改革調査会会長代理
与謝野内閣府特命担当大臣 (経済財政政策・少子化対策)	平田参議院幹事長
玄葉国家戦略担当大臣	藤村幹事長代理
藤井内閣官房副長官	長妻筆頭副幹事長
福山内閣官房副長官	城島政調会長代理
細野内閣総理大臣補佐官	一川政調会長代理
峰崎内閣官房参与(事務局長)	下地国民新党幹事長
	亀井国民新党政調会長
	田中新党日本代表

社会保障と税の抜本改革調査会

会長	仙谷 由人		
会長代理	小沢 鋭仁		
副会長	古川 元久	城島 光力	
	石毛 鏡子	長浜 博行	
	松崎 公昭	藤末 健三	
	後藤 齋	高橋 千秋	
	中塚 一宏	辻 泰弘	
	西村 智奈美	足立 信也	
	泉 健太	谷 博之	
事務局長	大串 博志		
事務局次長	初鹿 明博	武内 則男	
	梅村 聡	仁木 博文	
	山口 和之	山崎 摩耶	
	吉田 統彦		
担当政調会長補佐	勝又 恒一郎		
オブザーバー	峰崎 直樹		

社会保障改革に関する有識者検討会

座長：宮本 太郎 (北海道大学大学院法学研究科教授)
副座長：駒村 康平 (慶応義塾大学経済学部教授)
井伊 雅子 (一橋大学国際・公共政策大学院教授)
土居 文朗 (慶応義塾大学経済学部教授)
臨時構成員：大沢 真理 (東京大学社会科学研究所教授)

社会保障改革に関する集中検討会議

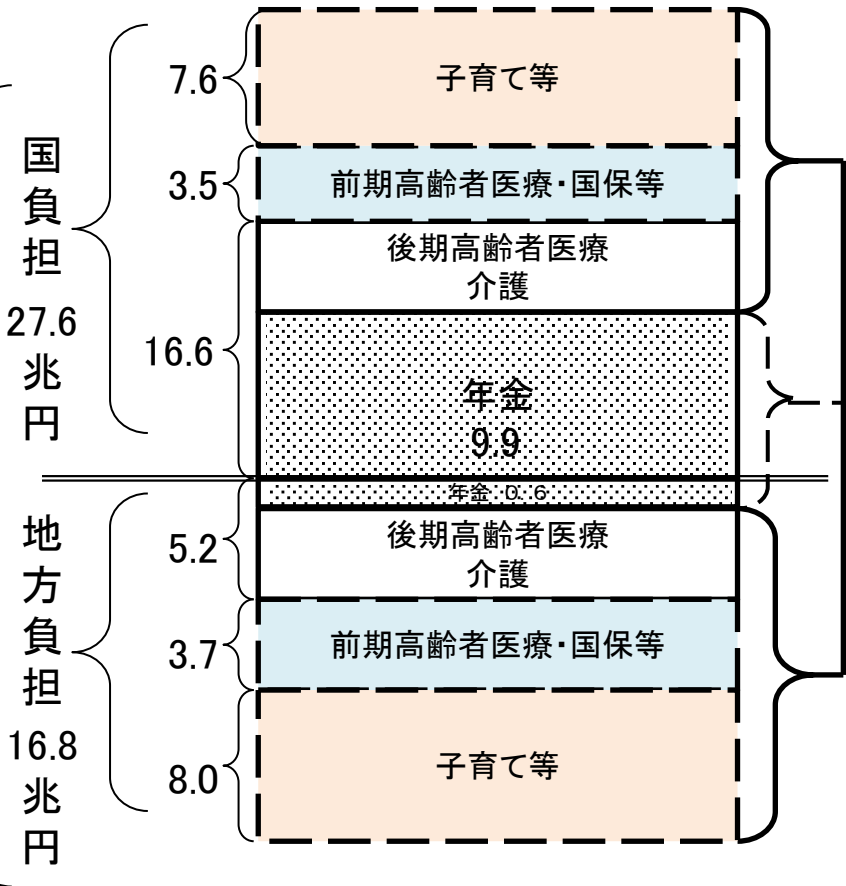
議長：菅内閣総理大臣
議長補佐：与謝野社会保障・税一体改革担当大臣
政府・与党：枝野内閣官房長官、藤井内閣官房副長官、片山総務大臣、野田財務大臣、
細川厚生労働大臣、玄葉国家戦略担当大臣、
仙谷社会保障と税の抜本改革調査会会長、亀井国民新党政調会長
各界有識者：(経済界) 成田 豊 電通最高顧問 (安心社会実現会議座長)
渡辺 捷昭 トヨタ自動車(株)代表取締役副会長
(労働界) 古賀 申明 日本労働組合総連合会会長
(学界) 清家 篤 慶應義塾長
宮本 太郎 北海道大学大学院法学研究科教授
吉川 洋 東京大学大学院経済学研究科教授 (社会保障国民会議座長)
(有識者) 堀田 力 さわやか福祉財団理事長
峰崎 直樹 内閣官房参与
宮島 香澄 日本テレビ解説委員
柳澤 伯夫 城西国際大学学長

社会保障に関するサービスの実施体制

○ 地方自治体は、社会保障に関するサービスの運営・給付主体である。

(平成22年度ベース)

社会保障に関するサービス



年金機構が運営

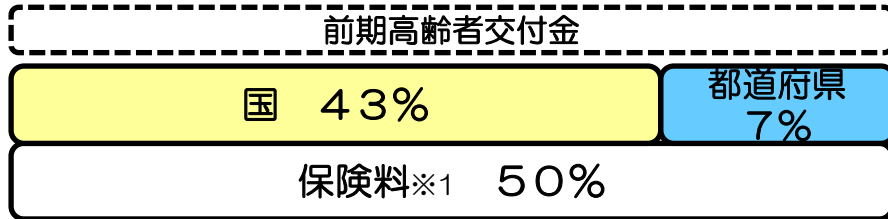
社会保障に関するサービスの運営、給付主体は地方自治体

- 地方自治体が提供するサービスは・・・
- (医療)
 - 公立病院の運営、国保の運営(市町村)
 - 予防接種、健康診査
 - 産科医療の体制整備、乳幼児健診
 - 救急医療、へき地医療
 - (介護)
 - 介護保険の運営(市町村)
 - 特別養護老人ホームを自ら開設
 - (子育て等)
 - 保育所の運営、延長保育・病児保育等
 - 放課後児童クラブ
 - 母子家庭や障害児家庭の支援 等

「強い社会保障」は、現金給付だけでは実現できない。地方自治体が提供するサービスがあってこそ、実現。

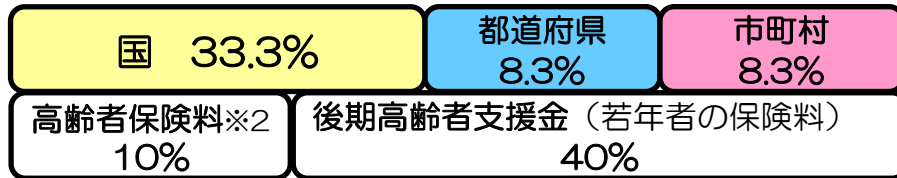
主な社会保障制度の財源負担のイメージ

◎ 国民健康保険制度（国民健康保険法において地方負担を規定）



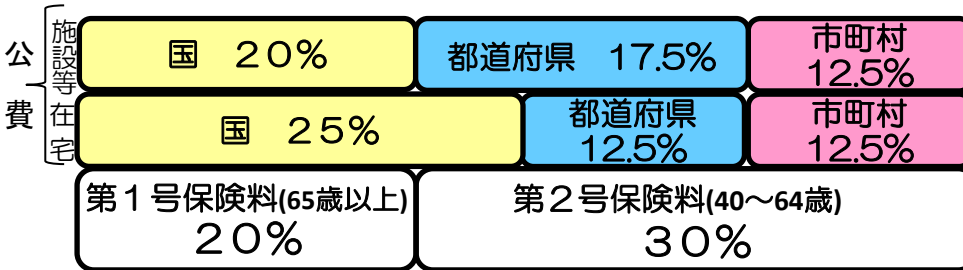
※1 低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援等を含む。

◎ 後期高齢者医療制度（高齢者医療確保法において地方負担を規定）

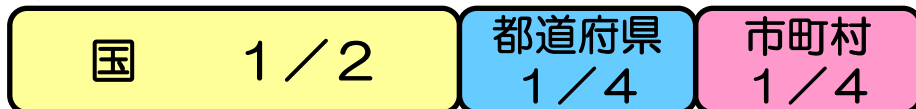


※2 低所得者への保険料軽減や高額医療費に対する公費支援等を含む。

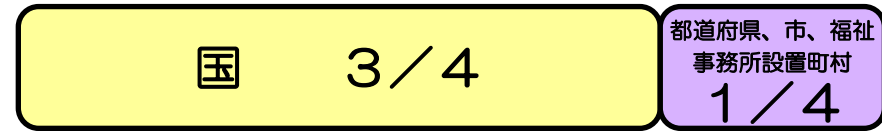
◎ 介護保険制度（介護保険法において地方負担を規定）



◎ 障害者自立支援（障害者自立支援法において地方負担を規定）



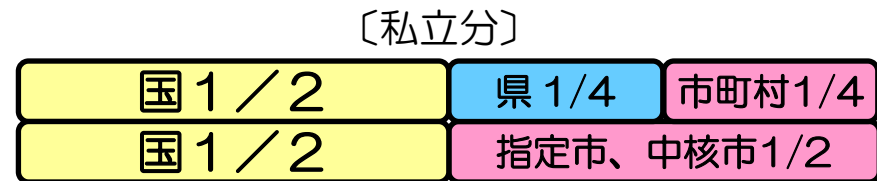
◎ 生活保護（生活保護法において地方負担を規定）



◎ 児童扶養手当（児童扶養手当法において地方負担を規定）



◎ 保育所運営費（児童福祉法において地方負担を規定）

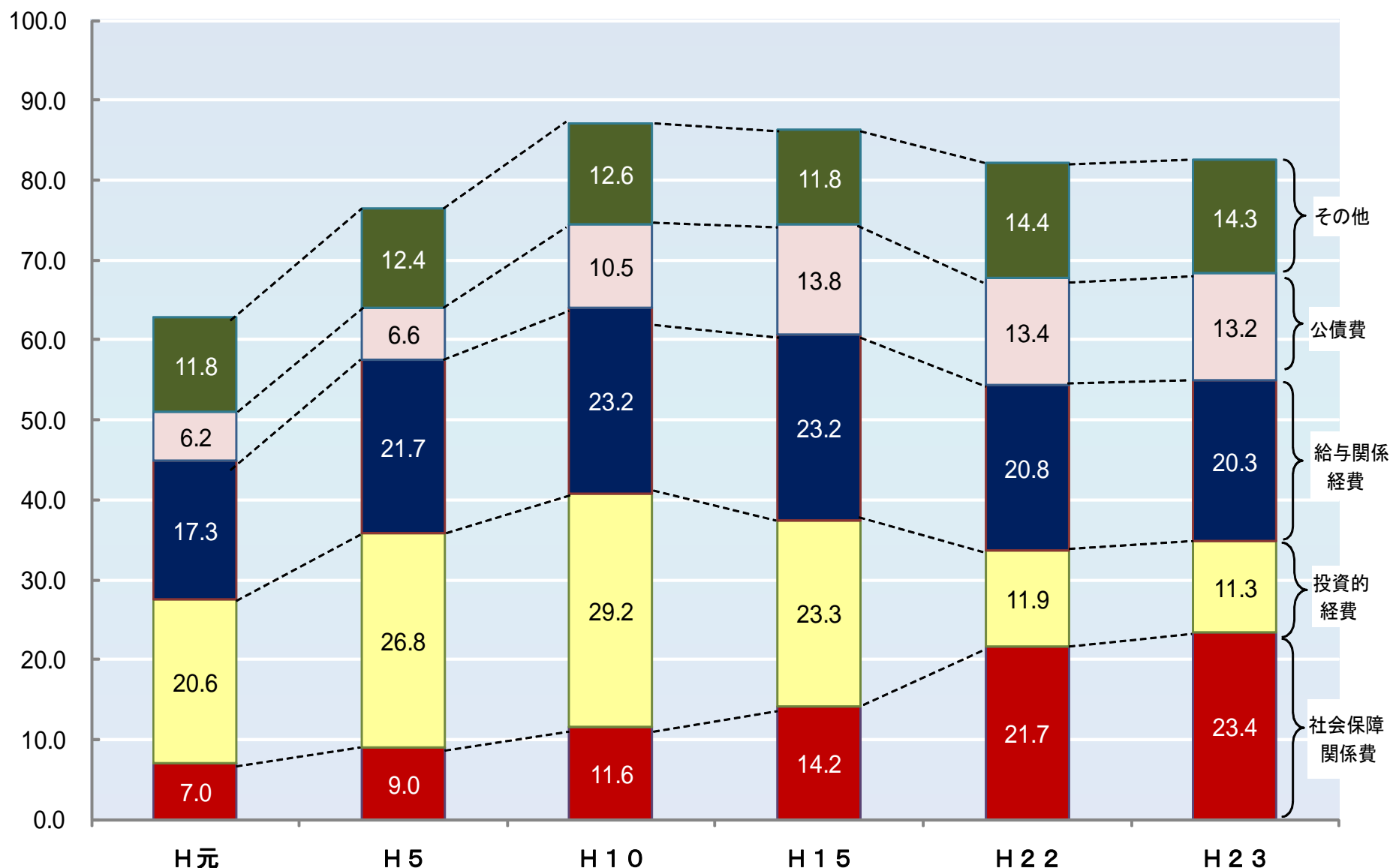


◎ 予防接種（定期）（予防接種法で地方負担を規定） 乳幼児医療費助成等



歳出の推移(地方財政計画ベース)

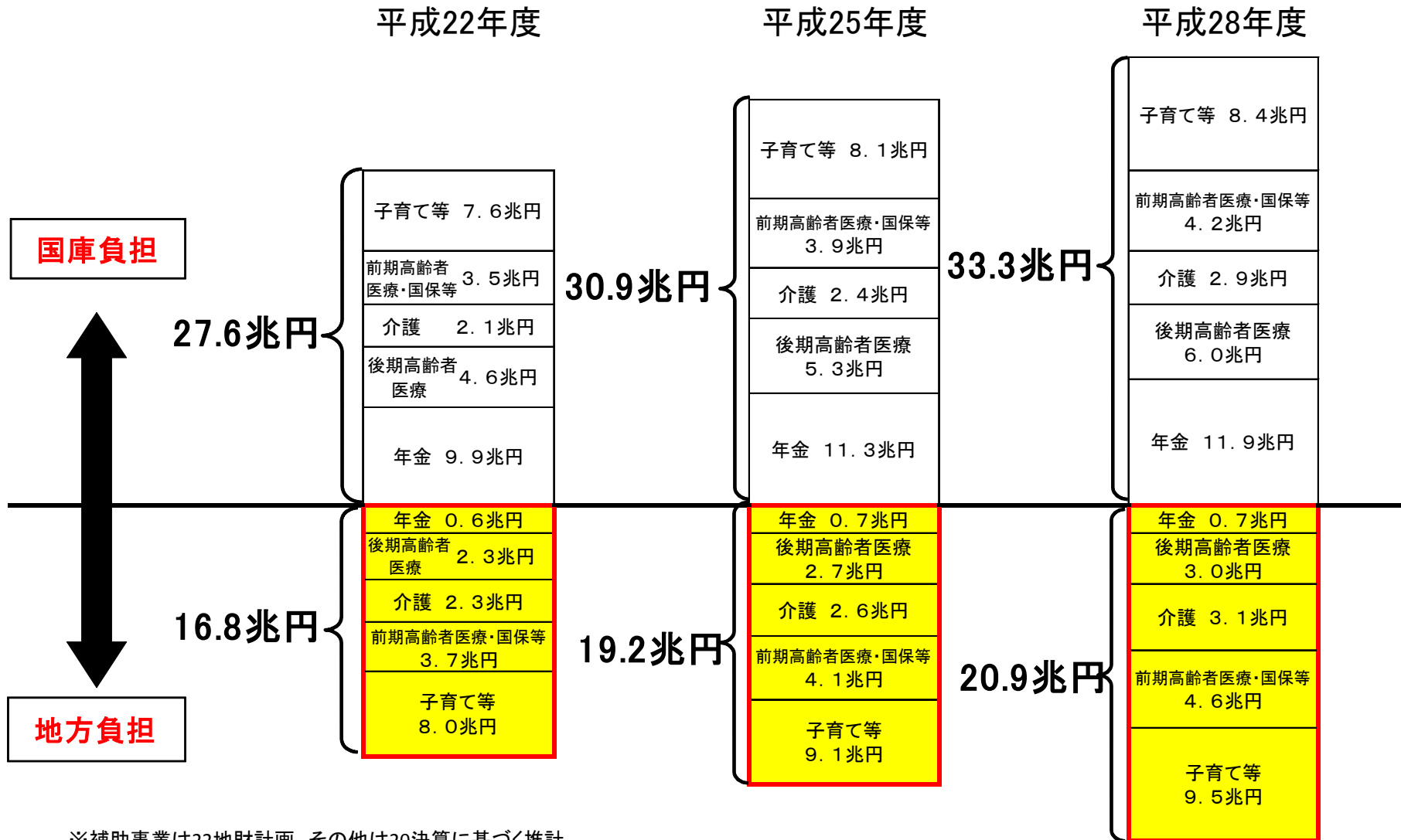
(単位:兆円)



※社会保障関係費は、一般行政経費(補助)のうち厚生労働省所管経費、一般行政経費(単独)、公立保育所運営費、基礎年金地方負担及び公立病院繰出金(他の経費からはこれらの負担額を控除)の合計
 ※各経費は国費を含む事業費ベースの数値を計上

社会保障関係費に関する地方負担等の将来推計(未定稿)

○ 社会保障費の毎年の自然増は、国費が約1兆円、地方費が約0.7兆円と、共に大幅な増額が毎年見込まれる。



※補助事業は22地財計画、その他は20決算に基づく推計

社会保障改革に関する有識者検討会 報告(概要)

～安心と活力への社会保障ビジョン～

(平成22年12月10日)

社会保障改革が目指す5つの原則

① 切れ目なく全世代を対象とした社会保障

・・・主に高齢世代を給付対象とする社会保障から全世代対応型の保障への転換

② 未来への投資としての社会保障

・・・子ども・子育て支援等を中心に、未来への投資としての性格を強める

③ 地方自治体が担う支援型のサービス給付とその分権的・多元的な供給体制(現物給付)

・・・社会的包摂のため、支援型サービス給付の役割を重視。自治体がNPO等とも連携しつつ、住民の声に耳を傾けてサービスを提供

④ 縦割りの制度を越えた、国民一人ひとりの事情に即しての包括的な支援

・・・縦割りの制度を越えて、ワンストップサービス、パーソナルサポートを提供

⑤ 次世代に負担を先送りしない、安定的財源に基づく社会保障

・・・現在の世代が享受する給付費の多くを後代負担につけ回している現状を直視し、給付に必要な費用を安定的に確保

社会保障改革の推進について(平成22年12月14日閣議決定)抜粋

社会保障改革については、以下に掲げる基本方針に沿って行うものとする。

1. 社会保障改革に係る基本方針

- 少子高齢化が進む中、国民の安心を実現するためには、「社会保障の機能強化」とそれを支える「財政の健全化」を同時に達成することが不可欠であり、それが国民生活の安定や雇用・消費の拡大を通じて、経済成長につながっていく。
- このための改革の基本的方向については、民主党「税と社会保障の抜本改革調査会中間整理」や、「社会保障改革に関する有識者検討会報告～安心と活力への社会保障ビジョン～」において示されている。
- 政府・与党においては、それらの内容を尊重し、社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る。

また、優先的に取り組むべき子ども子育て対策・若者支援対策として、子ども手当法案、子ども・子育て新システム法案(仮称)及び求職者支援法案(仮称)の早期提出に向け、検討を急ぐ。

- 上記改革の実現のためには、立場を超えた幅広い議論の上に立った国民の理解と協力が必要であり、そのための場として、超党派による常設の会議を設置することも含め、素直に、かつ胸襟を開いて野党各党に社会保障改革のための協議を提案し、参加を呼び掛ける。

2. 社会保障・税に関わる番号制度について(略)

地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)

第6 地方税財源の充実確保

2 今後の課題と進め方

今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す。

具体的には、地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲する。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分の在り方を見直す。社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築する。

平成23年度税制改正大綱(平成22年12月16日閣議決定)

第2章 各主要課題の平成23年度での取組み

9. 地域主権改革と地方税制

(1) 地方税の充実

地方税は、住民自治を支える根幹であり、地域主権改革を進めていく観点から、地方税を充実することが重要です。

また、少子高齢化が進み、社会保障制度を支えている地方自治体の役割がますます増大する中で、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。